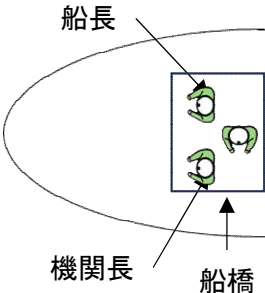
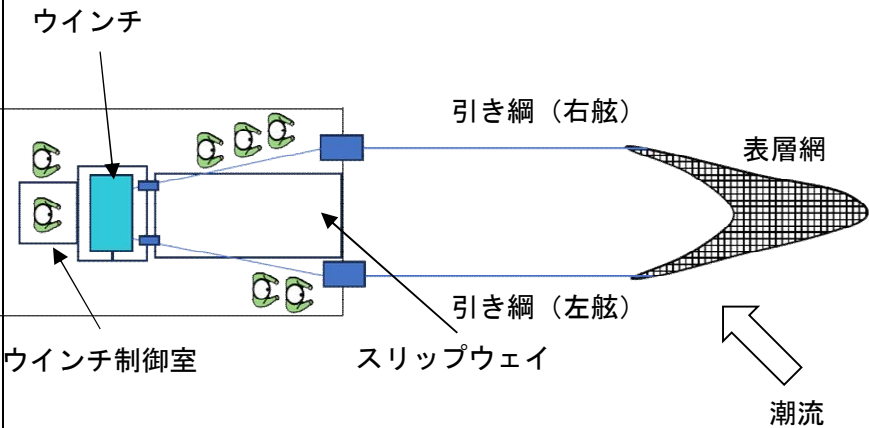


船舶インシデント調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和7年3月25日 10時15分頃
発生場所	秋田県男鹿市塩瀬埼南東方沖 塩瀬埼灯台から真方位143° 3.4海里付近 （概位 北緯39° 48.8′ 東経139° 48.0′）
インシデントの概要	漁業調査船千秋丸は、揚網作業中、網が舵及び推進器に絡まり、 運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年3月28日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁業調査船 千秋丸 99トン
船舶番号、船舶所有者等	141751、秋田県、秋田県水産振興センター（船舶使用者）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5～7m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約1m、潮流 北西流約1ノット (kn)
インシデントの経過	本船は、船長ほか9人が乗り組み、秋田船川港船川区を出港し、同港南西方沖において、さけの稚魚調査の目的で表層引き網を行うこととした。 本船のさけの稚魚調査は、表層網を投入した後、約2～4knの対地速力で東西に航行して、えい網するかけ回し式（本船から伸ばした引き網に連結した袋状の表層網をえい航する方法）で行われていた。 本船は、2回目のえい網の後、北西流約1knの潮流を受けながら、船首を西方に向けて主機を停止して漂泊状態とし、揚網作業を開始した。 本船は、乗組員が船尾部中央に備えたウインチにより、表層網の左右両端につなげた引き網の長さを調整して同網を船尾方至近に引き寄せ、船尾のスリップウェイから船内に取り込む作業を行っていたところ、同網が船底に潜り込んで舵及び推進器に絡み、運航不能となった。 （図1 参照）

	 図 1 操業概略図 船長は、本インシデントの発生を船舶使用者に連絡し、本船は、同使用者からの通報を受けて来援した海上保安庁の巡視艇によってえい航された後、秋田船川港船川区港外で船舶使用者がえい航を依頼したタグボートにえい航が引き継がれ、秋田船川港船川区に戻った。 船長は、揚網中、ウインチ制御室上部に設置してあるモニターカメラで揚網作業の状況を船橋内のテレビモニター画面を見ながら確認していた。 船長は、北西流約 1 kn の潮流の影響で表層網が、モニターカメラの視野から外れ、同網の向きや位置を確認できなくなり、同網が船底に潜り込んでいることに気付かなかった。 船長は、乗組員に表層網や引き綱の状況を確認させ、適宜報告するよう指示していなかった。
分析	本船は、さけの稚魚調査の揚網作業中、船長が、揚網作業の状況を船橋内のテレビモニター画面で確認していたものの、乗組員に表層網や引き綱の状況を適宜報告するよう指示していなかったことから、同網がモニターカメラの視野から外れた後に船底に潜り込んで舵及び推進器に絡み、運航不能となったものと考えられる。 船長は、表層網が北西流約 1 kn の潮流によって流され、モニターカメラの視野外になったことから、同網の向きや位置を確認できなくなり、同網が船底に潜り込んでいることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が揚網作業中、船長が、甲板上の乗組員に表層網や引き綱の状況を適宜報告するよう指示していなかったため、北西流約 1 kn の潮流の影響によりモニターカメラの視野から外れた同網が船底に潜り込んでいることに気付かず、同網が舵及び推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、揚網作業を行う際、乗組員に網や引き綱の状況を適宜報

	告させること。 ・ 船長は、揚網作業中、潮流や風向等の影響を考慮し、綱と舵及び推進器との位置関係に十分な注意を払うこと。
--	---